



▲新しい被保険者証

国民健康保険加入の皆さんへ  
新しい国民健康保険被保険者証を  
交付します

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097

被保険者証の有効期限

平成30年3月31日まで

現在お使いの国民健康保険（国保）被保険者証は、3月31日までしか使うことができません。それに伴い、4月1日からの新しい被保険者証を交付します。

なお、現在お使いの被保険者証は、4月以降に住民保険課へ返却していただくか、裁断するなどご本人で確実に処分してください。

交付方法

ただし、年度途中で75歳になる人は、誕生日の前日までです。（後期高齢者医療制度へ移行するため）

▼保険税を完納している世帯

3月下旬に新しい被保険者証を簡易書留郵便で送付しますので、受領印と引き換えにお受け取りください。不在の場合は「郵便物お預かりのお知らせ」が配達されますので、ご確認ください。

被保険者証が届かない場合や内容に誤りがある場合は、住民保険課へご連絡ください。

▼保険税に未納がある世帯

保険税に未納がある場合は、新しい被保険者証を郵送しません。なお、納税、納税相談には、納税義務者または納税義務者の委任を受けた人がお越しください。住民票が別の世帯の人が来庁される場合は、

委任状が必要です。

税務課で未納保険税について納税相談をされた後、住民保険課で被保険者証を交付します。

口座振替のご案内

保険税の納付には口座振替が便利です。一度手続きをすると、指定された口座から納付期日に合わせて自動的に保険税が引き落とされます。

希望する場合は町指定の金融機関に、保険税の納付書、通帳、通帳の届出印を持って、窓口に着いて依頼書に必要事項を記入してお申し込みください。

※町外の金融機関などの窓口には依頼書がありませんので、税務課徴収収納係（☎ 34・2111）へ事前にご連絡ください。

田原本町は高血圧者の割合が  
県内ワースト3位です！

40～74歳の国保加入者のうち、収縮期血圧が130以上の人の割合が国や県と比較して多くなっています。（KDBシステムより）

被保険者証送付時に『健康のバロメータ血圧』のチラシを同封します。ご覧になり健康づくりにお役立てください。

平成28年度の申請期限が迫っています

特定不妊治療費用助成の  
申請は3月31日まで

保健センター ☎ 33-8000

町では不妊治療のうち特定不妊治療（治療の一環で採精するための手術〈男性不妊治療〉も含む）を受け、都道府県などから助成金の交付を受けられた夫婦を対象に、治療費の一部を助成します。詳細やご不明な点は、保健センターへお問い合わせください。

助成の交付決定日をご確認ください

今年度に都道府県などが実施する「不妊に悩む方への特定治療支援事業」で既に申請した人

- 交付決定日が平成28年4月～平成29年1月31日の場合…申請期間は3月31日(金)まで。まだの人は早急に申請をお願いします。
- 交付決定日が平成29年2・3月になる場合…保健センターにご連絡ください。



## 対象になると思われる人には、申請書などを郵送します 平成28年度臨時福祉給付金(経済対策分) の受付が始まります

町臨時福祉給付金等給付事業実施本部(役場アトリウム) ☎ 33・9001

平成26年4月の消費税の引き上げによる影響を緩和するために、所得の少ない人に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として実施するものです。

国の経済対策の一環として平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括として支給します。

### 申請期間

**3月27日(月)～6月27日(火)**

※申請期間を過ぎた場合は受付できませんので、お早めに申請してください。

※受付開始直後は窓口が大変混雑します。郵送での申請にご協力をお願いします。

### 支給対象

(次の条件にすべて当てはまる人)

- 平成28年1月1日現在で田原本町に住民登録している人
- 平成28年度分の市町村民税(均等割)が課税されていない人
- 平成28年度分の市町村民税(均等割)が課税されている人の税法上

の扶養親族等(※)でない人

※扶養親族等：税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族(16歳未満の青少年を含む)、事業専従者

●生活保護を受給していない人

支給額 支給対象者1人につき1万5千円(支給は1回限り)

### 申請方法

支給の対象になると思われる人には、申請書などを3月下旬に発送します。申請書が届きましたら、必要事項を記入・押印し、必要書類を添付して、申請期間内に役場アトリウムの窓口へ提出してください。

### 注意

- 給付金は申請書を受付した後、審査を経て不備がなければ、おおむね2カ月程度で給付となります。
- 基準日(平成28年1月1日)以降に生まれた人や、基準日から支給決定するまでに亡くなった人は、給付金の対象になりません。
- 給付金受給後に支給要件に該当しなくなった場合は、返還していただく必要があります。

## 放置自転車はやめましょう 放置禁止区域内の自転車などは 即日撤去します

土木管理課 ☎ 34・2115

田原本町自転車等の放置防止に関する条例の規定により、田原本駅周辺・笠縫駅周辺の放置禁止区域内の放置自転車・原動機付自転車を警告なしに撤去します。また、放置禁止区域外の放置自転車なども、警告後一定の期間において撤去します。フェンスなどにチェーン錠などで固定してある場合は、チェーン錠などを切断して撤去します。損害の責任は一切負いませんので、ご了承ください。

### 自転車などの引取方法

自転車などを引き取る場合は、次のものを持って土木管理課へお越しください。(午前8時30分～午後5時/土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

- ① 自転車などの鍵
  - ② 利用者などであることを確認できる書類(運転免許証など)
  - ③ 印鑑
  - ④ 撤去費用・保管費用
- ▼撤去費用  
・自転車……………1000円



放置禁止区域内に自転車などを放置すると、即日撤去します。

- ・原動機付自転車……………2000円
- ▼保管費用(撤去した旨の告示日から15日以降のみ)
- ・自転車……………1000円
- ・原動機付自転車……………2000円

### 自転車などの保管期間

自転車などは、告示日から3カ月間保管します。その後、公売または廃棄処分となります。告示日から6カ月が過ぎると、売却代金は町に帰属することになります。

### 放置禁止区域

広報12月号または、町ホームページをご覧ください。